

## JAB RL363:2011 (案) に対するコメント及び JAB の対応

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不 採用)
1	藤田 コウサ ク	5.10.1	4 行 目	T	VIM の改定以来、測定には不確かさを付 けなければならない。なぜならトレーサビ リティが取れないからである。	「不確かさの表明を省略 することが出来る。」を削 除する。	不採用 VIM3(ISO Guide99)では、測定結果に不 確かさの表記を義務づけていない(2.9)。 また、計量トレーサビリティ(2.41)の定 義は試験、検査の結果について規定する ものではない。
2	佐々波 浩一	5.10.2 c)		T	5.10.2 c)では試験報告書に認定番号を記 載することを要求しているが、他の分野の 試験報告書ではそこまで要求しておらず、 放射能試験についてだけ認定番号の記載 を要求することは不合理である。	「認定番号」を削除する。	採用
3	佐々波 浩一	5.10.2 a)~p)		T	JIS Q 17025 で既に要求されている記載項 目は削除すべきである。そうしないと記載さ れていないものは不要と誤解される恐れが ある。(例えば顧客名称・住所は記載しなく てもよいと誤解される恐れがある。)	a), b), c), d), e), f) g), h), 及び o)は削除する。	採用
4	佐々波 浩一	5.10.4		T	この表現では、顧客との合意は口頭でもよい と誤解される恐れがある。JIS Q 17025 5.10.1 で同様の要求があるので不要である。	5. 10. 4を削除する。	一部採用 書面での合意を行うことを追記。 ガイドライン 5.10.2.1 項に記載した事項 のうち、「必要な場合」と記載された項目 のみを省略可能な項目として示した。

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。